

告 示

埼玉県告示第八百九十三号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（地盤沈下関連水準測量・河川事業に伴う水準測量・成果不整合地域における基準点改測・電子基準点現地調査）

二 作業期間

平成二十九年八月七日から平成三十年二月二十八日まで

三 作業地域

さいたま市、蕨市、戸田市（地盤沈下関連水準測量）
加須市、久喜市、幸手市（河川事業に伴う水準測量）
秩父郡小鹿野町（成果不整合地域における基準点改測）
越谷市、さいたま市、川越市、入間市（電子基準点現地調査）